〔商品概要説明書〕

【あだちせいわ不動産担保専用ローン】(パーソナルフリーローン)

2025 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	【あだちせいわ不動産担保専用ローン】(パーソナルフリーローン)
2. ご利用	当金庫の営業エリア内に居住または勤務先がある個人で、以下のすべての要件を
いただける方	充たす方
	・当金庫の会員または会員となる資格を有する方
	・融資実行時における年齢が原則満 20 歳以上の方
	・制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人および被補助人)でない方
	・日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象)
	・安定継続した収入のある方(給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等)
3. お使いみち	自由(事業性資金、投機資金は除く)
4. ご融資金額	3 0 0 万円以上 3 億円以下(10 万円単位)
5. ご融資期間	1年以上25年以内(1年単位)。
	ただし、資金使途が不動産関連資金(不動産のご購入や修繕、またはこれらの
	お借入れの借換資金)にご利用の場合、1 年以上 35 年以内(1 年単位)とさせて
	いただきます。
6. ご返済方法	毎月元利均等返済(ボーナス併用不可。また、資金使途により元金据置2年まで可)
7. ご融資利率	変動金利(金庫新短期プライムレートに連動)
	年 3.125%~年 6.225% (審査のうえ、決定させていただきます)
	①借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年3月31日、6月30日、
	9月30日および12月31日を基準日として年4回行い、各基準日における基準
	金利とその直前の基準日(借入日が直前の基準日以降の場合は借入日)における
	基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げるものとします。
	②①により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準金利
	が変更になった基準日以降最初に到来する利息支払日の翌日とします。
	③利率が変更される場合、当金庫は原則として、変更後の借入利率、返済額等を
	文書により通知するものとします。
	※なお、足立成和信用金庫は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息
	の上限利率を年 12.000%と定めています(利息制限法第 8 条 2 項 1 号の通知と
	させていただきます)。
8. 担保	ご本人様またはご本人様のご親族(三親等以内)が所有する不動産に保証会社を
	担保権者とする(根)抵当権を設定していただきます。
	(保証会社が指定する司法書士が手続きいたします)
	※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。
	※ご返済方法が元金据置の場合は根抵当権を設定していただきます。

9. 連帯保証人	原則として不要です。
	※保証会社の総合的な判断により、連帯保証人を別途必要とする場合がございます。
10. 保証会社	株式会社セゾンファンデックス
11. 保証料	不要です (当金庫が負担いたします)
12. 保証会社手数料	ご融資額の1%(上限100,000円)+消費税とします。
	不動産担保設定、登記費用および関係費用は別途必要となります。
	お借入時における当金庫手数料は不要です。
13. 団体信用生命保険	ご加入は任意です。
14. 苦情処理措置・	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または経営管理部コンプ
紛争解決措置	ライアンスグループ (9:00~17:00 電話 0120-802-546)にお申し出ください。
	紛争解決措置:東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-
	8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること
	も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部
	コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所(9:00~17:00 電話 03-3517-
	5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護
	士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。
	その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護
	士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、
	②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。
	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは
	全国しんきん相談所にお問い合わせください。